

令和3年度 事業計画書

□基本方針

一般財団法人大阪府みどり公社(以下「公社」という。)は、地域社会と調和のとれた農業の振興、及び地球環境の保全と自然環境の回復、並びに良好な生活環境の保全等をめざし、

- ① 大阪の農業の振興と農空間の保全、担い手の確保のための農地関連事業の展開
- ② 安全安心に配慮した魅力ある府民の森の運営管理
- ③ パリ協定を踏まえ民生部門に力点を置いた地球温暖化防止のための取り組み
- ④ 森林の有する公益的機能を支えるための市町村への技術支援等の取り組み

を柱に、各般の事業を推進している。

事業推進に当たっては、移行法人として公益目的支出計画を着実に遂行し、公益目的支出計画終了後も継続して活動していくべき社会的役割を持った法人として、各事業分野の中期的事業展開方向と目標を設定した、令和3年度を期初とする中期経営計画に沿って実施する。その際、国や大阪府の事業制度の拡充に迅速かつ柔軟に対応し、より効果的かつ効率的な展開に努める。

令和3年度は、各分野において以下のことを基本に、SDGs及び ESG の観点も踏まえ事業を展開する。

農政分野においては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」(以下「中間管理法」という。)に基づく農地中間管理事業(以下「機構事業」という。)について、府と一体となり点から面への取組みを更に進めるとともに、府が進める大阪農業の成長産業化の中軸を担う農業者の育成と確保の一環として農業経営相談所の運営を行う。

自然環境保全分野では、「大阪府民の森」の指定管理期間が、北河内地区と中河内地区において1年、南河内地区において2年延長されたことから、これまで同様利用者の安全と安心を最優先に管理運営に努めることは勿論のこと、多くの府民が森林への関心を高め、「参加型」利用といった新たな楽しみと魅力を創出するため、府民、企業、団体等多様な主体と協働して森づくりに取り組む。

また、北河内地区と中河内地区の次期指定管理者の募集が年度内に実施されることから、民間企業と連携した新たな事業計画を提案し指定管理の獲得を目指す。

環境分野では、COP24で採択されたパリ協定の実施方針で、2020年以降すべての国で対策を講じることが合意されたこと、また、先の臨時国会での首相所信表明演説における「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」宣言を受け、これに即した機敏な事業展開を進める。

林政分野では、国において令和元年度から開始された「森林経営管理法」に基づく森林経営管理制度や森林環境譲与税の譲与により、市町村が行う森林整備及び木材利用の取り組みが円滑かつ確実に実施されるよう、引き続き森林整備・木材利用促進支援センターとして技術的支援を行う。

法人運営では、公社の収支状況は、各事業分野での国及び大阪府の委託料や補助金等事業費の獲得により改善傾向にある。今後ともこれらの確保に努めるとともに、自然環境保全及び環境分

野での収益事業の拡大等、経営の安定向上をめざす必要がある。

さらに、4月からは組織体制や給与、就業等の新たな規程に基づき、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保により、職員一人ひとりにとって働き甲斐のある、働きやすい職場を目指す。

□事業概要

I 農政分野



1 農地中間管理事業等農地関連事業（実施事業等会計1）

大阪府では、農業従事者の高齢化や担い手不足、また農地の遊休化が大きな課題となっている。公社は、農地中間管理機構として、大阪府の都市農業・農空間条例（以下「条例」という。）や新たなおおさか農政アクションプランを踏まえ、大阪府及び関係機関と連携して、担い手への農地の集積及び集約による経営基盤の強化を推進する。

また、農業経営の改善や法人化等に関する相談及び専門家派遣を行う「農業経営相談所」の運営を引続き行う。

(1) 農地中間管理事業

① 事業推進方針

令和3年度の機構事業の推進に当たっては、業務の重点化と効率化を一層進める。このため、大阪府の定めた「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づき、府と一体となって面的な取り組みを更に進める。

② 事業目標

令和2年度は、基盤整備と連携した面的な取り組みとして茨木市大岩地区での 15.5ha の転貸のほか、認定農業者や新規就農者等へ 17.5ha の転貸を行うなど、府域全体で 39.1ha の貸借実績となる見込みである。令和3年度は農地中間管理機構関連農地整備事業 2 地区 21.5ha 及び認定農業者等への転貸 25.0ha 以上を目標として実施する。

③ 関係機関との連携

大阪府の農地利用促進チームと一体となって事業推進を図る。

また、市町村、農業委員会、JA及び土地改良区等農業団体とも緊密に連携する。とりわけ、農業委員及び農地利用最適化推進委員が地域における協議の場に積極的に参加することが法令で明確化されたことから、農業委員会とより密接な連携を図る。

加えて、大阪府、農業会議、JA中央会、土地改良事業団体連合会と定期的に情報交換の場を設け、各々の役割や進捗の確認を行う。

さらに、市町村及び土地改良区等への業務委託について一層の拡大を図る。

④ 重点対象地区

条例における農空間保全地域制度及び農地中間管理機構関連農地整備事業実施に向けた取り組みが進んでいる地域や取り組む機運が高まっている、豊能町高山地区や河南町北加納地区など8地区で機構事業の導入に向けて重点的に取り組む。

⑤ 地域への働きかけと事業PR

これまでの実績から、地域に対し機構事業の活用について働きかけ、集落座談会等を通じて農家の理解を得ることが、機構事業の推進にとって有効であると考えられる。

このことから、重点対象地区等における機構事業の着実な実施や今後の重点対象地区の掘り起こしに向け、48回を目標に地域への働きかけを行う。

また、年々借受希望者が減少傾向にあることから、特に若手農業者に対し事業活用のメリットを分かり易く示し、借受希望者の確保に努める。

⑥ 農地中間管理権を取得した農地の適正管理

農地中間管理権を取得した農地については、市町村や地元組織等と連携し、府の補助金を活用しながら適正に保全管理を行う。

(2) 農業経営者総合サポート事業

大阪農業の成長産業化を推進するためには、農業生産の中軸を担う農業者の育成と確保が急務となっている。このため府が進める主力となる農業者の育成及び確保の一環として農業経営相談所の運営を行う。

① 農業経営相談所の運営

経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営が展開できるよう、農業所得の向上や農業経営の法人化、規模拡大などの多様な経営課題を解決するため、経営相談及び専門家の派遣・指導及び新規就農希望者の面談等を行う「農業経営相談所」の運営を引き続き行う。

この事業の対象となる農業者は、大阪府の農業改良普及組織やJAの推薦を受け、公社と大阪府やJA等で構成する農の成長産業化推進会議経営戦略部会の決定を得た重点指導農業者とし、令和3年度の目標を100名とする。

II 自然環境保全分野



1 大阪府民の森管理運営事業（実施事業等会計2）

大阪府では、都市近郊にある自然資源を活用した施設を設置・運営し、府民が樹木や野草などの自然に触れ、ゆとりや癒しを実感できる機会を増し、府民の自然環境保全に対する理解を深める施策を展開している。

これらの施策の拠点として整備された「大阪府民の森」について、コロナ禍の影響により令和2年度に予定されていた公募が延期され、北河内地区及び中河内地区は1年、南河内地区は2年延長して、公社が引き続き指定管理者として管理運営を行うこととなった。指定管理は公社が

代表となり、北河内地区は大阪府森林組合及び特定非営利活動法人里山サロン(以下「里山サロン」という。)との、また中河内地区と南河内地区は大阪府森林組合との共同事業体として実施している。

管理運営に当たっては、来園者の安全確保を最優先に、さらなる利便性と魅力の向上を図る。

大 阪 府 民 の 森

地区名	園 地 名	面積(ha)	主 要 施 設	所在地
北河内 地 区	くろんど園地	105	バーベキュー広場	交野市
	ほしだ園地	105	吊り橋・登攀壁・有料駐車場等	交野市
	緑の文化園むろいけ園地	49	大型遊具・ボードウォーク等	四條畷市
	小 計	259		
中河内 地 区	くさか園地	58	芝生広場等	東大阪市
	ぬかた園地	62	あじさい園・芝生広場等	東大阪市
	なるかわ園地	204	らくらく登山道・森のレストハウス・	東大阪市
			ツツジ園等	
	みずのみ園地	17	芝生広場等	八尾市
小 計	341			
南河内 地 区	ちはや園地	13	キャンプ・バーベキュー場・ 星と自然のミュージアム等	千早赤阪村
合 計		613	以上 8 園地(ほりご園地を除く)	

(1) 安全で快適な施設管理

府民の森の管理運営に当たっては、施設や設備の不具合が園地利用者の事故の原因となることがないように、毎日の点検や定期点検を確実に実施し、事故や破損が発生する前に補修や修繕、安全対策措置を講じ、安全と安心を最優先に取り組む。

① 施設の点検とパトロールの実施等

案内所、休憩所、トイレなどの木造施設、管理道、園路、木製階段などの基盤施設、給水施設や防火施設の機械設備等は、既に設置後 40 年近くが経過しており、劣化や老朽化が顕著になっている。このため、一斉施設点検を年 2 回実施するとともに、日常の点検及びパトロールを確実にを行い、不具合を発見した施設及び設備で補修や修繕が可能なものは園地職員が速やかに行い、専門技術を必要とするものは使用禁止など安全措置を採ったうえで専門業者に依頼するなど、利用者の安全と快適な利用を確保する。

また、掲示板、案内標識、ホームページ等により、利用上の安全情報を適切に提供し、利用者の安全確保に努める。

② 専門家による点検

ほしだ園地の「星のブランコ」や「クライミングウォール」など、特に安全性の確保が必要な施設については、年に 1 回専門家による点検を実施し、必要な補修を計画的に実施する

③ 大阪府との情報共有等

上記点検結果を大阪府に報告し、劣化が顕著な施設や安全性に懸念のある施設につい

て情報を共有し、協議・調整の上、府が実施すべき対策については早期に実施するよう要請する。

④ ナラ枯れ被害対策

ナラ枯れ被害は、北河内地区及び中河内地区では減少傾向にあるものの、令和2年度は南河内地区を含めて伐採本数は695本となっており、被害の終息には未だ至っていない。このため、8月にナラ枯れ被害木調査を実施し、利用者の多い管理道、園路、広場等の危険木対策に引き続き取り組む。

⑤ 新型コロナウイルス感染防止対策

国や府の示す取り組みや対策を遵守し、来園者には三密回避の行動や手洗いの励行などを案内するとともに、キャンプ場等にはガイドラインを定め、健康チェックなどを実施する。

(2) 魅力ある府民の森の運営

誰もが快適に楽しく利用できる園地運営を目指し、利用者サービスの向上や魅力ある自然体験イベントを実施する。

① 自然体験イベントの実施と情報の発信

里山サロン及び府民の森を主な活動の場としている非営利活動法人日本パークレンジャー協会とともに、子どもから大人まで参加できる多様なプログラムを提供し、府民の森の魅力づくりに努める。

ちはや園地では、金剛山ロープウェイの運休や香楠荘の休館など、園地を取り巻く環境が大きく変化しているが、星空観測や自然素材を使った工作、野鳥や植物、昆虫の観察など多様なイベントやプログラムをボランティアの協力を得ながら実施する。

また、各園地のブログにより野草の開花や生きものなどの自然情報を随時発信していくとともに、新聞、チラシ、WEB等の多様な広報媒体を活用し、イベントやプログラムの情報や園地の魅力を広く府民に発信する。

② ほしだ園地の駐車場対策等

ほしだ園地では、春と秋の行楽シーズンに駐車場が大混雑し、前面道路の国道168号で大渋滞や駐車場の入場制限が発生していることから、これらの状況がホームページで確認できるよう、ライブカメラで配信する。

また、ほしだ園地に隣接する飯盛霊園での臨時駐車場の確保とそのルート案内チラシの配布、駐車場及び前面道路の警備員の配置と案内板の設置など、大阪府、交野市、交野警察署等の関係機関と連携しながら、安全で最適な交通誘導ができるよう取り組む。

さらに、園地内でも混雑が見込まれる来園者を適切に誘導し案内できるよう、外国人向けの語学ボランティアの配置や、本部職員や登録職員による応援体制を充実するとともに、安心して滞在いただけるよう仮設トイレを増設する。

(3) ナラ枯れ等被害跡地の森づくりの推進

ナラ枯れ被害を受けた森林を府民協働で再生するため、行政、学識者、ボランティアの参画を得て作成した「府民の森ナラ枯れ等被害跡地の森づくり指針」に基づき、むろいけ園地とくろんど園地でボランティア、企業、地域団体等による森づくり活動を引き続き実施する。

また、園地職員や植生管理チーム、森林組合により林内に残る被害木の伐採や除去などの林内整備や密度調整を行い、豊かで多様性に富んだ森林の形成に向けた管理に取り組む。

(4) 次期指定管理獲得に向けた取り組み

公社が、収益事業の拡大など将来を見据えた事業を展開し、経営の安定向上を目指す上で、府民の森管理運営事業は基礎となる事業である。

令和3年度は、北河内地区及び中河内地区の次期指定管理者が募集されることから、公社がこれまで蓄積してきたノウハウや関係団体とのネットワークを生かした取り組みや、民間企業と連携したよりアクティビティに溢れた新たな森林の楽しみ方などを提案することで、次期指定管理の獲得を目指す。

2 大阪府民の森等直営事業（その他会計2）

府民の森の管理運営と公社全体の収支改善に寄与する観点から、自主製作商品の販売拡大や新規収益事業の開発に努める。また大阪府立金剛登山道駐車場管理運営事業については、金剛山ロープウェイの村営での運営断念決定により運休が継続されるなど厳しい状況が続くが、利用者サービスの向上に努める。

(1) 府民の森直営事業

令和2年度も引き続き、多彩なイベントや自然素材を活用した手作り物品、また一部改訂を行った「まるごとハイキングマップ」や「金剛山の野草Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」などの冊子、飲食物などの販売を行い、利用者へのサービス提供と収益の確保を図る。

(2) 大阪府立金剛登山道駐車場管理運営事業

大阪府立金剛登山道駐車場の令和2年度に予定されていた次期指定管理の公募は延期され、公社は引き続き令和3年度から2か年の指定管理者に指定された。平成31年3月半ばの金剛山ロープウェイの運休、令和元年9月の香楠荘の休館、さらに、コロナ禍による令和2年5月連休の本駐車場の臨時閉鎖など、駐車場の利用環境は厳しい状況が続いているにもかかわらず、令和2年8月以降の月別利用台数は前年同月台数を上回っており、令和2年度の利用台数は前年度の120%程度となる見込みである。

このような状況において、安心して快適に駐車場を利用してもらうため、府民の森ちはや園地と連携した現地での金剛山情報の提供、トイレの清潔維持や積雪時の迅速な除雪作業など、引き続ききめ細かなサービスに努める。

本駐車場の次期指定管理者の公募は令和4年度に予定されているが、ロープウェイの運休や高齢化した現地管理要員に代わる新たな人材の確保が難しいこと、さらには、トイレ管理やし尿処理費用が大きいことなど、課題が顕在化していることから、応募については募集要項の内容を精査した上でその是非を判断する必要がある。

Ⅲ 環境分野



1 地球温暖化防止活動推進支援事業（実施事業等会計3）

大阪府は令和3年3月に大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を改訂し、2030年度の府域の温室効果ガス排出量を2013年度比で40%削減する目標を定めた。

このため、公社は、「地球温暖化対策の推進のための法律」に基づき大阪府知事から指定を受けた大阪府地球温暖化防止活動推進センター(以下「大阪センター」という。)として、これまで以上に地球温暖化対策を強力に推進する必要があることから、環境省や大阪府、市町村の委託事業や補助事業への参入に努め、大阪府や市町村は元より、NPOや大学・専門学校生、大阪府地球温暖化防止活動推進員(以下「推進員」という。)等と協働して、あらゆる主体が一体となって行動していくための意識改革の取組みを推進する。

(1) 地域における地球温暖化防止活動の促進

環境省の地球温暖化防止活動推進センター補助金を活用して、大阪府が委嘱した推進員、環境NPO、市町村などと連携し、セミナーの開催や環境イベントへのブース出展などを通じて、府民に地球温暖化対策の普及啓発を行う。また、大阪センター職員や推進員を学校での出前授業や市町村等が実施するイベントへ派遣することなどにより、地域での地球温暖化防止活動を支援・促進する。

そして、これらの取り組みの啓発効果等を把握するため、アンケートを実施する。

また、府民への普及啓発広報誌「えこっと OSAKA」を年3回発行する。

(2) 地方公共団体と連携したCO₂排出削減促進事業

地域の企業・団体や家庭・個人の自発的な地球温暖化対策への取り組みを促すため、首長が先頭に立ち、企業・民間団体等と連携して、国民運動「COOL CHOICE」(賢い選択)を年間を通じて展開する環境省の事業採択を受けた市町村に対して、公社のノウハウと実績をアピールし事業受託を図る。

(3) 家庭向けのCO₂排出削減対策

大阪府の委託事業である「家庭の省エネ・エコライフスタイル推進強化事業」への参入を図り、推進員を活用して具体的かつきめ細かな省エネアドバイスを行える人材の養成講座を3回開催するとともに、市町村や民間事業者と連携した家庭の省エネ相談の体制を整備し、1,000件以上の相談を実施する。

2 環境調査・相談事業（その他会計1）

国や府、市町村等が実施する環境保全に係る事業や大規模事業に伴う環境監視業務な

どに応募し、競争的資金の獲得に努める。

(1) 泉大津市第3次環境基本計画策定業務

泉大津市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和2年度に策定した計画骨子を踏まえて新計画案を策定する。計画の策定にあたっては、泉大津市環境保全審議会や泉大津市環境基本計画策定協議会に供する資料を作成するとともに、その審議内容及びパブリックコメントの意見を踏まえた検討を行う。

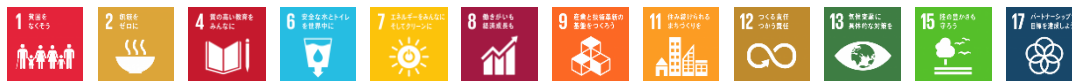
(2) 箕面北部丘陵地区動植物調査業務

大阪府の委託業務である、箕面北部丘陵地区における「水と緑の健康都市土地地区画整理事業」区域に生息するオオタカ調査や営巣木のアカマツ保全対策等について、森林保全活動を行っている地元 NPO やオオタカ等の鳥類の専門家の協力を得て実施する。

(3) その他環境行政の推進に資する事業

環境省及び他省庁、市町村、民間団体が募集する補助及び委託事業の情報を収集するとともに、大阪府の協力を得て市町村や民間事業者のニーズの把握に努め、公社として支援等の関与ができる事業を開拓し参入を図る。

IV 林政分野



1 森林整備・木材利用促進支援事業(その他会計3)

令和元年度から「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、森林環境譲与税が全国の自治体に譲与されることになった（森林環境税は令和6年度から課税）。また、森林所有者の責務を明確化し、林業経営の効率化と森林管理の適正化を図ることを目的とした「森林経営管理法」が施行され、新たな森林経営管理制度もスタートした。

森林環境譲与税は、その用途が、間伐などの森林整備や木材の利用促進、担い手の育成や普及啓発等に活用することに限られており、各市町村で計画的に取り組みを進めていくことが求められている。

しかしながら、府内の市町村は、森林や木材に関する専門知識や経験、組織体制が十分でないことから、公社は、森林整備・木材利用促進支援センターとして、大阪府の委託を受け、市町村による森林環境譲与税を活用した取り組みが円滑かつ適切に行われるよう、様々な支援を行う。

(1) 市町村支援事業

① 市町村指導

令和3年度に引き続き府内43市町村を巡回訪問し、森林環境譲与税による事業計画の

作成や実施手法等の相談に応じ、必要な情報の提供や技術的な助言等を行う。

また、市町村職員を対象とした担当者会議を年間 2 回程度開催し、国及び大阪府の動向や他府県の取り組み状況、事業実施の留意事項等についての情報提供や意見交換を行う。

② 技術研修会の開催

森林環境譲与税の効果的な活用に向け、市町村職員を対象として、森林整備や木材利用の取り組みに関する技術研修会を年間 4 回程度開催する。

③ 事業実績の広報

府内市町村による森林環境譲与税を活用した森林整備・木材利用の取り組み実績について、公社のホームページで紹介するなど広く府民・市民に発信する。

(2) 木材利用促進支援事業

令和 3 年度は、下記の取り組みを行い、府内市町村において森林環境譲与税により大阪府産材を使った木材利用の事業数 9 事業の実施を目標として支援を行う。

① アドバイザーの派遣

市町村が公共施設の木造化や木質化、木製品の整備、木育をテーマとした体験学習等の木材利用事業の取り組みを行うにあたり、相談内容に応じて木材流通や木造建築等の知識と経験を有するアドバイザーを派遣し(年間 40 人日程度)、技術的な指導や助言を行う。

② 木材・木製品情報の収集・提供

木製品を製造販売する民間事業者から製品情報や使用事例等を収集し、必要に応じて市町村に提供するとともに、民間事業者へ森林環境譲与税の制度の周知や大阪府産材利用等を働きかけていく。

また、市町村による森林環境譲与税を活用した木材利用を促進するため、大阪府や木材関係団体等と連携し、大阪府産材をはじめ国産材製品の安定供給のための体制づくりを進める。

(3) 森林整備支援事業

令和 3 年度は、下記の取り組みを行い、府内の森林を有する市町村(33 市町村)のうち、森林環境譲与税により新たに森林整備に着手する市町村数 3 市町村(令和元年度からの累計 9 市町村)を目標として支援を行う。

① 森林整備関係情報の収集・提供

市町村による森林整備事業の取り組みの参考とするため、森林経営管理制度に関する国の動きや府内外での取り組み実績等について、市町村の森林状況や事業進捗を踏まえながら情報提供を行う。

② 森林整備計画作成等支援

市町村が森林所有者への意向調査や森林整備計画の作成等を行うにあたり、大阪府や大阪府環境農林水産総合研究所と連携し、森林の基礎データの提供や整備手法の検討・提案等技術的な助言を行う。